

Q 空間放射線モニタリングは何のために行っているのですか。

A 空間放射線モニタリングは、原子力規制委員会が全都道府県で定点調査を行っている他、県内に2箇所ある原子力事業所の周辺地において、わずかな放射線量の上昇も検知できるように常時監視を行っています。モニタリングポストでは、宇宙線や大気中、大地などから発生している放射線（ガンマ線）の総量を計測し、その値に変動がないか常に確認しています。

Q 神奈川県内の放射線量は、これまでどのような状況ですか。

A 福島第一原子力発電所の事故直後の平成23年3月15日の朝に、最大0.212マイクロシーベルト/時まで急上昇しましたが、その後は、降雨の影響による一時的な上昇を除き低減傾向が続き、現時点では、各計測地点で概ね0.03~0.07マイクロシーベルト/時の値となっています。

これまでに計測された放射線量は、平成23年3月15日の最大値を含めて、健康に影響のあるレベルではありませんので、普段どおりの生活をしていただいて何ら問題ありません。

Q 放射線量は、どのくらいの数値になると健康に影響があるのですか。

A 国際的基準では、どのくらいの被ばく線量でがんになるかという値（しきい値）を決めておりません。被ばく線量はできる限り小さいほうがよいという考え方ですが、一般の人の年間の被ばく線量は、自然からの被ばくと医療被ばくを差し引いて、年間1ミリシーベルト（=1,000マイクロシーベルト）を限度と定めています。また、生涯における被ばく線量が1,000ミリシーベルト（=1,000,000マイクロシーベルト）の場合、がんによる死亡率が5パーセント増加するとされています。

一方、国内では、緊急時における放射線業務従事者の被ばく線量限度（実効線量限度、全身）は、100ミリシーベルト（=100,000マイクロシーベルト）とされています。

日本の疫学調査の結果では、100ミリシーベルト以上でがん死亡率が増加することが確認されていますが、100ミリシーベルト以下では放射線によりがん死亡が増えることを示す明確な証拠はないとされています。

Q 同じ地域でもモニタリングポストにより数値の違いがありますが、どうしてですか。

A 測定器の設置場所によって、高度や地質、周囲の構造物などの周辺環境の他、降雨の状況などの影響で、通常から、モニタリングポストごとの測定値にはある程度の幅がみられます。

Q 県で設置しているモニタリングポストの検出器の地上からの高さはどのくらいですか。

A 川崎市内及び横須賀市内のモニタリングポストは、地面から約3メートル、茅ヶ崎市内のモニタリングポストは約5メートル、横浜、逗子、海老名、相模原及び小田原の各市内に設置しているモニタリングポストは約1メートルの高さで測定しています。モニタリングポストで計測する空間放射線量は沈着放射能からの放射線も計測していますので、現在の県内のレベルとあわせて考えると、高さによる影響はごく軽微なものにとどまるものとみられます。